平成 23 年 7 月 19 日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社 マ ル マ エ
代表者名　代表取締役社長　前田　俊一
（ コード番号：6264　東証マザーズ ）
問合せ先　取締役ＩＲ担当　藤山　敏久
（ TEL. 0996-64-2900 ）

事業再生ＡＤＲ手続の成立に関するお知らせ

当社は、平成 23 年３月 14 日に公表しました「事業再生ＡＤＲ手続の利用申請及び受理に関するお知らせ」及び平成 23 年３月 24 日に公表しました「事業再生ＡＤＲ手続における第１回債権者会議の成立・同意に関するお知らせ」並びに平成 23 年４月 26 日に公表しました「事業再生ＡＤＲ手続の進捗状況及びスケジュールの変更に関するお知らせ」のとおり、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ＡＤＲ手続」といいます。）の下で事業再生に取り組んでおり、事業再生ＡＤＲ手続のなかで、全お取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生ＡＤＲ手続の取扱事業者である事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、対象債権者と協議を重ねて参りました。

そして、本日開催の第５回債権者会議におきまして、当社の事業再生計画案について全対象債権者からご同意をいただき、事業再生ＡＤＲ手続が成立いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

１．債務の内容及び金融支援の概要

当社は、平成 23 年３月 14 日当時、取引先６金融機関に対し、2,489 百万円の借入金等の負債を負っておりました。この債務について、全対象債権者からご同意をいただきました当社の事業再生計画（以下「本事業再生計画」といいます。）では、以下の内容の金融支援（以下「本金融支援」といいます。）を要請しております。

(1)債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）
①借入先　　取引先２金融機関
②債務の内容及び金額　　借入金246百万円
なお、上記については、全対象債権者からご同意をいただいておりますが、債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）により発行される種類株式（優先株式の発行を予定）の具体的な内容につきまして、関係先と協議中ですので、詳細が決定次第近日中に開示させていただきます。

(2)債務の劣後化（デット・デット・スワップ）及び債権放棄の組み合わせ
①借入先　　取引先１金融機関
②債務の内容及び金額　　借入金143百万円
(内訳)ＤＤＳ　　借入金　　113百万円
債権放棄　借入金　　30百万円

(3)債務の返済条件緩和（返済方法の変更及び返済期日のリスケジューリング）
①借入先　　取引先６金融機関

②債務の内容及び金額　　借入金2,090百万円

但し、現時点では、資産売却に伴う弁済により、返済条件緩和の対象となる債務の金額が減少しております。

２．本事業再生計画の内容

(1)経営改善施策の実行

①生産構造改革

ア．余剰資源削減

事業所や工場等の土地・建物や生産設備の余剰及び余剰人員の洗い出しと生産性向上による大幅な固定費削減を図り、加えて技術力の向上に努めることで、設備投資や人員拡充のみに頼らない経営を徹底してまいります。

イ．固定費の変動費化

協力会社の外注加工組織を確立することにより、固定費の変動費化及び社内生産量の安定化を図り、市況や受注の変動に耐えうる体制の構築を実現いたします。

②営業改革

ウ．案件別採算管理強化

営業・生産の両面から採算性の高い案件のボリュームを確保し、リスクの高い新規分野や、時間コストを要する熟練工の育成などへの対応を可能にしてまいります。

エ．受注責任の明確化

内部牽制が働きにくかった受注責任を「営業部」を新設することで明確にいたします。

オ．売上増加策の実施

平準化生産や省人員生産が可能な半導体製造装置分野のリピート品受注を拡大するため、当分野顧客への営業に注力してまいります。

③組織改革

カ．組織の再編、社員モチベーションの向上

指揮命令系統を整理し、経営陣から組織の末端までの責任と権限を明確にすることにより、経営目標達成への組織効率の向上を図ります。併せて社員のモチベーション向上の施策として意識調査の実施による不満汲み取りと対策の実施を定期的に実施してまいります。

(2)債務超過の回避・財務内容の改善

①債務超過の回避

当社は、制度会計上、平成 23 年８月期において債務超過となる見込みでした。しかしながら、当社は、本金融支援により、平成 23 年８月期における債務超過を回避し、株式上場の維持に努めてまいります。

②減資

当社は、欠損金の填補に備えるため、また資本構成の是正を図り、今後の柔軟な資本政策の展開を可能とするため、資本金及び資本準備金の額の減少を実施し、これにより生じるその他資本剰余金を、欠損填補のために処分することを予定しております。なお、当該減資につきましては、発行済株式総数の変更は行わず、資本金及び資本準備金の額のみを減少するものであり、いわゆる 100%減資には該当しません。

(3)経営者責任及び株主責任

①経営者責任

ア．代表取締役による連帯保証

上記１(3)記載の債務の返済条件緩和を受ける債権（以下「分割弁済対象債権」といいます。）につきましては、当社代表取締役前田俊一（以下「前田社長」といいます。）が連帯保証いたします。

イ．代表取締役による私財提供

前田社長が所有するマンションの売却代金から売却諸経費を控除した残額の90%相当額を、対象債権者に対して第三者弁済します。なお、前田社長は、同第三者弁済によって生じた当社に対する求償権を全額放棄します。また、後述のとおり、前田社長はその所有する当社株式の一部を当社に対して無償譲渡しております。

ウ．役員報酬の減額

当社役員の報酬につきましては、当社は、平成19年９月以降、業績連動型報酬制度を導入しておりましたが、平成21年２月以降、当社の業績悪化に伴う経営改善計画に従って、業績連動の報酬調整を下限に固定し、さらに１割減額を行った結果、役員毎に２割から４割減額しております。また、平成23年１月以降は、さらに１割減額しておりますので、現在は役員毎に３割から５割減額しております。当社が年度末決算において営業利益を計上するまでの間、かかる役員報酬の減額を継続します。

エ．役員ストックオプションの放棄等

当社役員に対しストックオプションとして付与されている新株予約権については、当社役員が放棄いたします。なお、当社取締役を務めていた田畑耕二氏及び五十嵐光栄氏は、平成23年６月30日付で取締役を辞任しており、両氏は、取締役の辞任に伴い、ストックオプションとして付与されていた新株予約権の全てを放棄いたしました。

オ．役員数の削減等

取締役の人数について、事業の継続に著しい支障を来すおそれがあるか否かという観点から再検討し、削減し、当社取締役を務めていた田畑耕二氏及び五十嵐光栄氏は、平成23年６月30日付で取締役を辞任しております。また、外部からの役員の招聘についても検討します。

なお、当社としては、前田社長の退任についても検討しましたが、当社の実態は中小企業であり後任の人材に限りがございますところ、特に前田社長につきましては、当社の主要株主であり、かつ、現在の当社事業を一人で立ち上げ、また、営業、加工、管理面全体を見ており、代替となる人材は見当たりませんので、前田社長が退任する場合、当社事業の継続に著しい支障を来すことが明らかであると認識しております。従いまして、前田社長の退任は予定しておりません。

②株主責任

ア．前田社長の持株の一部の無償譲渡

当社の主要株主である前田社長は、平成23年６月16日、当社に対して、その所有する当社株式10,364株のうち1,094株を当社に対して無償譲渡しております。なお、その余の当社株式については、前田社長は、分割弁済対象債権の弁済が完了するまでの間は、分割弁済対象債権が完済されていない全対象債権者の同意がない限り、第三者に対して譲渡しないものとします。

イ．優先株式の発行による希釈化

債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）に基づく優先株式の発行により、一般の株主も含めて、潜在的に相当程度の議決権及び株式価値の希釈化が生じ、将来において優先株式が普通株式へ転換された場合にはかかる希釈化が実現することがあります。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なご負担とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。今後は、本事業再生計画を確実に履行していくことにより、株主の皆様、お取引先金融機関をはじめ関係者の皆様方のご期待、ご協力にお応えしてまいる所存でございます。何卒、引き続きのご支援、ご協力を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上